

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第22号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1部長、経営戦略室長及び技術監理室長の項第6号中「京都市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同表課に置く課長（水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。）、副室長、お客さまサービス推進室及び経営戦略室の庶務を担当する課長、所長（水質管理センター所長、水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。）並びに場長の項第8号中「京都市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同表担当課長（鳥羽水環境保全センターの担当課長を除く。）並びにお客さまサービス推進室及び経営戦略室の課長（庶務を担当する課長を除く。）の項中「担当課長（」の右に「水道管路管理センター及び」を加える。

別表第2総務部長の項第5号中「100,000,000円」を「200,000,000円」に改め、同項第6号中「20,000,000円」を「50,000,000円」に改め、同表契約会計課長の項第1号中「5,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同項第2号中「30,000,000円」を「100,000,000円」に改め、同表水道管路管理センター所長の項第5号中「京都市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同表北部配水管理課長の項中「北部配水管理課長」を「配水管理課長」に改め、同項第1号中「担当課長」の右に「及び担当課長を補佐する職員（以下「補佐職員」という。）」を加え、同表南部配水管理課長の項中「南部配水管理課長」を「配水管理課担当課長」に改め、同項第1号中「所属職員（担当課長を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）」を「補佐職員」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「所属職員」を「補佐職員」に改め、同項第5号及び第6号中「軽易」を「担当事務に係る軽易」に改め、同項第7号中「使用料」を「担当事務に係る使用料」に改め、同項第8号中「1件」を「担当事務に係る1件」に改め、同項第9号中「図書」を「担当事務に係る図書」に改め、同項第10号中「単価契約」を「担当事務に係る単価契約」に改め、同項第11号中「1件」を「担当事務に係る1件」に改め、同項第12号中「物品等」を「担当事務に係る物品等」に改め、同項第16号中「給水装置」を「担当事務に係る」

る給水装置」に改め、同表北部給水工事課長の項中「北部給水工事課長」を「給水工事課長」に改め、同項第1号中「担当課長」の右に「及び補佐職員」を加え、同項第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、第29号を第28号とし、同号の次に次の3号を加える。

(29) 水道メーターの出納に関すること。

(30) 前号に規定する貯蔵品の京都市上下水道局会計規程第28条の規定による前渡に関すること。

(31) 水道メーターの請求試験の実施に関すること。

別表第2南部給水工事課長の項中「南部給水工事課長」を「給水工事課担当課長」に改め、同項第1号中「所属職員（担当課長を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）」を「補佐職員」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「所属職員」を「補佐職員」に改め、同項第5号及び第6号中「軽易」を「担当事務に係る軽易」に改め、同項第7号中「使用料」を「担当事務に係る使用料」に改め、同項第8号中「1件」を「担当事務に係る1件」に改め、同項第9号中「図書」を「担当事務に係る図書」に改め、同項第10号中「単価契約」を「担当事務に係る単価契約」に改め、同項第11号中「1件」を「担当事務に係る1件」に改め、同項第12号中「物品等」を「担当事務に係る物品等」に改め、同項第16号中「給水の承認」を「所管に属する給水の承認」に改め、同項第17号中「1件」を「所管に属する1件」に改め、同項第18号中「給水装置工事」を「所管に属する給水装置工事」に改め、同項第19号及び第20号中「1件」を「所管に属する1件」に改め、同項第21号中「水道メーター」を「所管に属する水道メーター」に改め、同項第22号中「加入金」を「所管に属する加入金」に改め、同項第23号中「給水装置工事並びに」を「所管に属する給水装置工事並びに」に改め、同項第24号を削り、同項第25号中「水道メーター」を「所管に属する水道メーター」に改め、同号を第24号とし、同項第26号中「取付管新設工事」を「所管に属する取付管新設工事」に改め、同号を第25号とし、同項第27号中「工事」を「所管に属する工事」に改め、同号を第26号とし、同項第28号中「給水装置」を「所管に属する給水装置」に改め、同号を第27号とし、同項第29号中「鉛製給水管取替工事助成金」を「所管に属する鉛製給水管取替工事助成金」に改め、同号を第28号とし、第30号から第32号までを削る。

別表第2下水道部管理課長の項第17号中「用途の廃止」の右に「及び変更」を加え、同表鳥羽水環境保全センター所長の項第7号中「京都市個人情報保護条例」を「個人情報

の保護に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)